

日本国経済産業省とブルガリア共和国エネルギー省との
エネルギーtransitionに関する協力覚書（仮訳）

日本国経済産業省及びブルガリア共和国エネルギー省（以下、「両当事者」を総称とし、個別に「当事者」という。）は、

日本国とブルガリア共和国との間の優れた緊密な関係及び両国民の間の長年に亘る友好関係を認識し、

両国間のエネルギー協力の強化を模索し、

エネルギーtransition期に向けた世界的なエネルギーtransitionの重要性を確認し、両国の技術開発と人材育成の機会の実現を熱望し、

経済・産業・社会の持続可能な発展に対する両国の共通のコミットメントを考慮し、

この協力覚書（以下「本覚書」という。）の実施により、両当事者がそのような協力及び発展を得ることができることを認識し、

ブルガリア共和国のEU加盟国としてのコミットメントを考慮し、

以下の認識に至った。

1. 目的

本覚書は、平等及び相互利益の原則に基づき、両国の共通の関心と目的を考慮しつつ、持続可能な発展を前進させるために、両当事者間のエネルギーに関する協力を促進するものである。

2. 協力分野

両当事者は、両国のエネルギーtransitionに寄与するために、下記の分野に関して協力する。

1. チャイラ水力発電所での協力を含み、またそれに留まらず、エネルギープロジェクトに、双方の国の適格な企業の関与・参画を促進する。チャイラ水力発電所の協力については、機器の設計、その製造、据付けについて日本の技術を活用すると同時に、土木工事についてはブルガリア側の技術と知見を活用する。
2. エネルギー供給の安全と多様化を念頭に、天然ガス分野での協力を促進する。
3. 原子力分野での協力の可能性を促進・模索する。
4. 両当事者によって決定されたその他のエネルギー分野で協力する。

3. 実施

本覚書に基づく両当事者間の協力の活動は、両当事者間によって決定された形態にて行われる。

4. 資金

(a) 両当事者は、本覚書に基づく活動の完了はそれぞれの資金の利用可能性の範囲内で行われることを認識する。

(b) それぞれの当事者は、本覚書の適用に関連する費用を自己負担し、いずれの当事者も、他方の当事者に対して本覚書に関する金銭的補償又は貢献の責任を負わない。

5. 秘密保持及び知的財産権

(a) 両当事者は、それぞれの国内法又はそれぞれの国の管轄当局により要求されない限り、本覚書の下で実施された活動の結果を含め、相互に提供されたデータや情報を、両当事者の書面による事前の同意なしに、第三者へ移転又は提供しないことを確保する。

(b) 両当事者は、本覚書の下で交換された情報や文書を、本覚書にて意図された以外の目的では利用せず、本覚書の署名に際し相互に決定された内容に沿わない形では利用しない。また、両当事者は、そのような情報や文書を他の当事者の書面による事前同意なしに第三者へ移転しない。

(c) 一方の当事者が本覚書の実施のために提供した知的財産は、その当事者の財産であり続ける。

(d) 本覚書の実施のための活動から生じる知的財産権は、両当事者及び／又はその関係団体の間で策定される別の取決めに沿って取り扱う。

6. 協力覚書の位置づけ

(a) 本覚書は、国際条約又はその他の法的拘束力のある文書ではなく、そのため、国際法によって規制される両当事者の権利又は義務、事業関係の締結を発生させず、両当事者間のパートナーシップ又はその他の法人の設立を目的とするものではない。

(b) 本覚書の解釈又は適用に起因する両当事者間のいかなる相違又は不一致も、第三者、裁判所、法廷又はその他の場に言及することなく、相互理解と善意に基づき、相互協議を通じて両当事者間で友好的に解決される。

(c) 両当事者は、本覚書に基づく活動がそれぞれの国内法令に従って実施されることを意図する。

7. 雑則

(a) 本覚書は、両当事者の署名の日から効力を持ち、5年間継続される。一方の当事者が他方の当事者に対して本覚書を終了させる意思を3カ月前に通知しない限り、自動的に同期間延長される。

(b) いかなる当事者も、他の当事者に対して、本覚書の改訂を書面で要求することができる。

(c) 両当事者により決定されたいかなる改訂も、書面により行われ、本覚書の一部を構成する。

2024 年 9 月 5 日に、東京にて、署名。

日本国経済産業省のために
経済産業大臣 齋藤 健

ブルガリア共和国エネルギー省のために
エネルギー大臣 ウラディミル・マリノフ